

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 希望する教職員は「在宅勤務」取得可能! 臨時的な自動車等による通勤可能!

組合によせられる多くの教職員の声が制度に反映!

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
(TEL) 6765-8904
(FAX) 6765-8905

●「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の実施について」（通知）

1. 趣旨

大阪府では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、「緊急事態宣言」発令時における業務への当面の対応について、在宅勤務を実施する。

2. 概要

【対象職員】府立学校に勤務する教職員（原則、非常勤職員を除く）

【実施時期】緊急事態宣言発令後、2020年4月15日から当分の間。

【実施範囲】学校運営等に支障のない範囲において、教職員からの書面（参考様式有）及び口頭による申し出に基づき、校長・准校長の認める範囲でおこなう。

【実施単位】1日単位（休暇・休業又は職務専念義務の免除を含む）。

【勤務時間】当該教職員の職場での勤務における正規の勤務時間帯と同じ時間帯とし、間に45分間の休憩を入れること。在宅勤務では正規の勤務時間帯以外での勤務（命令）は認めない。

【サービスの取扱い】

自宅を用務先とする出張（宅発・宅着）となる。対象とする教職員自身で出張伺い（総務事務システムの入力又は非常勤職員は紙申請）し、校長・准校長が承認する。

3. 主な留意事項

・1日の業務量に相当する業務（例：教材研究、教材作成、授業計画作成、授業準備等）を有する教職員に対して、テレワーク実施前日までに校長・准校長の許可を得た上で、在宅により業務に従事する。

・在宅勤務に必要な電子データは、予め私物のPCやタブレット等に職場のPCからメール送信する。データの持ち出し・受け取りは、職場のPCによるメールのみでおこない、それ以外の手段（例：USBメモリーなど）は一切利用しない（個人情報や機密情報を含む資料の持ち運び、データ送信等はおこなわない）。

・私物のPC等を利用する際は、ウイルス対策などの利用条件を満たすものとする。自宅での私物の端末機を利用するにあたっては、同意書を所属長に提出する。

・在宅勤務を実施した教職員は、実施日の勤務開始時及び終了時の報告を校長・准校長に電子メール等で報告。後日、実施日の業務内容の報告を実施日以降速やかに校長・准校長に提出。

・勤務にともなう光熱水費、回線使用料等は全て自己負担。

大障教は、「在宅勤務の対象に非常勤講師・非常勤補助員が含まれない」という府教委の提案に対し、在宅勤務を可能とすること、すべての非常勤職員の賃金を保障することを求めました。また、感染拡大を防止する観点から、積極的に職員の在宅勤務を奨励すること、その旨を現場に周知徹底することを求めました。しかし、今回の通知では、「在宅勤務の対象に非常勤講師・特別非常勤講師（看護師以外）、非常勤補助員などの非常勤職員を対象外とする」としており、課題が残ります。大障教は、職場から寄せられる教職員の声を要求として、引き続き教育条件の整備と教職員の労働条件の改善にむけて全力をあげます。質問や意見などあれば大障教までお寄せください。

4月10日、府教委は大障教に対し、「新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いについて」を提案しました。組合との協議を経て、14日、府教委は「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の実施について」を各府立学校校長・准校長宛てに通知しました。「感染防止のための自動車等通勤について」は、4月13日より自動車等での通勤について特例的に取扱う旨の通知を10日に発出しました。

大障教は、3月2日からの新型コロナウイルス感染症にかかる一斉臨時休業、4月7日の安倍首相による緊急事態宣言の発令を受け、この間府教委に対して緊急申し入れや折衝をおこなってきました。職場から寄せられる教職員の切実な声を要求として運動をすすめた結果、今回の制度につながりました。

●「新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いについて」（通知）

1. 対象者

公共交通機関を利用して通勤している全教職員のうち、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として自動車等通勤を希望する者

2. 実施期間

2020年4月13日から4月30日まで（ただし、登校日は除く。）

3. 手続き方法

「自動車通勤許可申請書」により届出を行い、校長・准校長はその内容を精査した上で許可する。なお、届出の際には、自宅から勤務公署までの地図を上記申請書に添付すること。

4. その他

校長・准校長が安全確保を十分に行うことを前提として、学校敷地内での駐車を可能とする。

*「QA」では、5月以降の取扱いは「今後の感染状況等を踏まえて判断する」、「通勤手当変更の届出を行う必要はない」、通勤災害は「通常の通勤の場合と同様の取扱い」、自転車通勤への変更、自転車通勤認定者の自動車等通勤への変更も可能としています。

あなたも大障教へ

大障教は大阪の障害児教育をより発展させていくため、みなさんの加入を心よりお待ちしております！



大変な時こそ「組合」の出番！

みんなの力をあわせよう！

新年度がスタートして2週間あまりがたちました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月7日に安倍首相は新型コロナウイルス感染症対策本部で大阪府を含む7都府県を対象に緊急事態宣言を発令しました。府立支援学校は春季休業中に引き続き、5月6日まで休校延長となり、安倍首相の突然の休校要請から始まった休校措置は概ね2か月もの長期間におよぼうとされています。

4月は本来であれば新規採用者のみなさんにとって、緊張しながらも初めて出会う子どもたちと毎日楽しく過ごしている時期ですが、今年度は誰もが初めて経験する新年度となりました。専門家会議の見解も、文科省の学校再開指針も、学校再開の明確な基準は示していません。そのような中、さらに感染が拡大している状況で、学校再開をどう考えるのかについては今後の見通しが持てず誰もが不安を抱えています。いつ

4月9日、大障教は2回目の申し入れとして、府教委に「新型コロナウイルス感染防止に係る春休み後の対応に関する緊急申し入れ」を提出しました(3月6日、「全校休校措置」に関する緊急申し入れを提出済)。春季休業中や4月7日に発令された緊急事態宣言を受けて、府立支援学校の各職場より、「支援学校は教職員が多く、感染リスクが極めて高い勤務実態を改善してほしい」「感染防止のため自動車通勤を認めてほしい」など、教職員の不安や怒りの声が連日書記局に寄せられています。

業準備をしたい…など、不安や緊張など、さまざまな思いがめぐる日々には教職員のみなさんの疲れはピークに達していることと思います。一日も早く日常の学校生活に戻り、子どもたちと

先にも、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る春休み後の対応にあたっては、専門家の医学的知見などに基づき学校や教職員がこなすべき対応の仕方を明らかにすること、休業期間の子どもたちの実態を踏まえた「居場所の確保」やすべての教職員の感染防止のために更なる措置を行うことなど、8項目について申し入れをおこないました。そして、教職員の切実な声、感染リスクの高い障害児学校の特異な勤務実態や混乱が生じている現場の状況を示し、緊急事態宣言を踏まえた速やかな対応を求めました。

教職員の笑顔があふれる学校になることを願います。大障教(大阪府立障害児学校教職員組合)は、府立支援学校における教育条件整備と教職員の労働条件の改善、障害者福祉の充実など

を大きな柱として、2020年度も運動をすすめていきます。新年度にあたり、大障教のとりくみへの引き続いてのご協力をお願いいたします。現在、府立学校における臨時休業等の措置や新型コロナウイルス感染症にかかっている教職員のサービスの取扱いについて、組合に寄せられるたくさんの方の声を大切にしながら、現状をよりよくするために、運動をすすめていきます。大変な時こそ「組合」の出番です！「組合」は、教職員のみなさんの声を形にしていくことができます。この機会にひとりでも多くの教職員のみなさんがぜひ組合員として、私たちの運動に参加していただくことを、心から呼びかけます。

1. 憲法と教育の条理に基づき、教育行政として責任ある対応をおこなうこと。
2. 客観データや専門家の医学的知見などに基づき、学校や教職員が行うべき対応の仕方を明らかにすること。また、そのために必要な人員配置や予算について、学校現場の意向を聞いて措置すること。
3. 学習権の保障、子どもの心身のケア、学校の円滑な運営の観点から、休業の期間や休業中の学校のあり方、子どもたちの休業期間の過ごし方(「居場所の確保」含め)について、子どもの実態をふまえ、保護者や学校の意向を聞いて対応すること。
その際、「居場所の確保」について
①学校における怪我や事故等生じた問題については、府の責任で補償すること。
②すすめるにあたっては、すべての希望者が利用できるよう、スクールバス運行等をおこなうこと。
4. 休業措置を行う際の対応については、学校現場の意向とともに、放課後等デイサービスなど関係機関とも連携を強め、必要な措置をとること。
5. 経済的に厳しい家庭の子どもや支援が必要な子ども、休業中家庭で過ごすことが困難な子どもへの支援対策をとること。
6. 妊婦や基礎疾患のある教職員、家族に高齢者・障害者がいる教職員はもちろん、すべての教職員の感染防止のため、職務に専念する義務の免除の適用範囲の大幅な拡大や、在宅勤務(テレワークの拡大)を可能とする緊急の制度構築などをおこなうこと。尚、職務の都合により出勤の必要がある場合は、希望する教職員に対して自動車等による通勤を認めるなど、できる限りの感染防止策をとること。
7. 感染防止のため、学校現場にマスク、手洗い洗剤・消毒液など必要物品を配備すること。
8. 休業措置などにより、給食納入業者や運輸業界などは大きな打撃を受けており、経済悪化が懸念される。これに対する経済対策を府の関係機関とともにおこなうこと。

新型ウイルス感染防止に係る春休み後の対応に関する緊急申し入れ

新型ウイルス感染防止に係る春休み後の対応に関する緊急申し入れを府教委に提出